

第6章 円滑な計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画は、由布市自立支援協議会で策定を行いました。由布市自立支援協議会は保健、福祉、教育等様々な分野の代表者が委員となっており、協議会の場で進捗状況を確認し、協働して計画を推進することが不可欠です。また誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心を深めていく必要があります。よって、本計画については、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がいのある人への支援に関わる方々の共通理解を得ながら推進していきます。

2 計画の推進体制の確立

計画に関わる施策分野は福祉だけでなく、保健、教育、就労、まちづくり等、多岐に渡っています。福祉課が中心となり、これらの庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。また、計画の実施にあたっては、由布市自立支援協議会等を通じて、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、民生児童委員、サービス提供事業所等ともそれぞれの役割を協議し、連携を図りながらサービスの提供に努めます。

3 国・県・近隣市町との連携

計画の実施にあたっては、施設やサービスの広域利用など近隣市町とともに連携を図りながら必要なサービスの確保に努めます。また、障がい者施策については、就労をはじめ、サービス提供に係る人材育成、虐待の防止等、国や県の制度や相互に協力を必要とする分野もたくさんあるため、今後も、国、県の関係機関と連携を図っていきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画で盛り込んだ各年度のサービス見込量や地域生活への移行等の事項について、その達成状況の点検・評価を行い、由布市地域自立支援協議会において報告を行います。必要に応じて各種事業や計画の見直しに反映させていただきます。